

## 退職手当規程の 一部改正について

7月15日、説明を受けました。以下、報告します。

### 1. 改正の趣旨

現行の退職手当規程では、諭旨解雇においても禁錮以上の刑に処せられた場合は、退職金を不支給としているが、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、禁錮以上の刑に処せられた場合においても退職金の一部を支給することとする。

### 2. 改正する条文 別紙「現改比較表」のとおり

### 3. 実施時期 2022年7月1日から適用する。

以上